

1 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①議案第57号 平成27年度光市一般会計補正予算(第2号)

説 明：井上収納対策室長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○笹井委員

市内の法人の見込額が下がったということですが、これは、例えば、何億円見込んでいたものが何億円になったというような説明、そして、それはどういう理由によるものなのか、その辺については説明出来れば説明して下さい。

○田中市民部次長兼税務課長

今回の件で、法人市民税の予算計上しておる見込額が、下ぶれる訳でございますが、これについては、個別企業に関わることでありますので、幾らであったかとか、そういうことはちょっとお答えを差し控えさせていただきたいと思っております。

○笹井委員

個別の金額については、そういうこともあろうかと思いますが、理由について、この法人のプライバシーに反さない程度で、こういう理由というような下がった理由の説明は出来ないのでしょうか。

○田中市民部次長兼税務課長

法人市民税につきましては、法人税割と均等割がありまして、今回の分については、当然、法人税割のことでございます。法人税割の課税標準となるものは、法人税額ということに、基本的にはなります。ですから、決算において、その額が、中間申告で納付した額より下回ったということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○笹井委員

下回ったというのは、その法人の経営が何か変わった、経営とかの状況が変わったという理解で宜しいのでしょうか。

○田中市民部次長兼税務課長

中間申告というのは、前期の状況によって納付するものでございます。今回、それを下回るような決算であったということでございまして、詳細の詳しい内容についてはですね、こちらの方で詳しくは承知しておりません。以上でございます。

○笹井委員

決算が中間時点より見込みが下回ったということは理解致しました。終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」